

No	2025年資格確認書 一斉交付 よくある質問	回答
1	資格確認書が、家族のうち、一部の家族の分のみ交付されているのですがなぜでしょうか。	2024年12月 1 日以前に健康保険組合に加入している現行の健康保険証をお持ちの方の中から、以下に当てはまる方を除き、資格確認書を交付しています。 ・すでにマイナ保険証をお持ちの方
2	マイナ保険証や資格確認書を持っていないのに、今回資格確認書が交付されていません。	2年前の2023年に実施したマイナポイントキャンペーン（健康保険証利用登録、公金受取口座の登録、キャッシュレスサービスとの紐づけで最大2万円分のポイントが付与されるキャンペーン）でマイナ保険証に紐づけていないでしょうか。 マイナポータルにログインいただき、「マイナンバーカードの健康保険利用登録状況」を確認ください。 もしくは、医療機関・薬局に設置してある顔認証付きカードリーダーでも確認することが可能です。 上記によりマイナ保険証を持っていないことが確認できた場合は、健康保険組合に資格確認書一斉発行の対象となっているか問い合わせをお願いいたします。
3	資格確認書が、家族のうち、一部の家族の分のみ交付されている。全員分交付してほしいがどうすればよいか。	申し訳ありませんが、マイナ保険証をお持ちの方へは交付できません。 マイナ保険証を医療機関へお持ちいただければ、医療を受けることができます。 医療機関でマイナ保険証を使用できない場合に備えて、健保組合より発行している「資格情報のお知らせ」をお持ちいただければ、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」で受診することができます。 ※健保組合より発行している「資格情報のお知らせ」がお手元にはない場合は、マイナポータルのトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしておくとうがーのときに便利です。
4	回りの人にはこの通知物が来ているのに自分に来ないのはなぜか。	必要な方のみを対象に今回の通知物（資格確認書）を発行しています。 お手元に届いていない場合は、既にマイナ保険証、もしくは資格確認書をお持ちいただいているかと思います。
5	4の必要な方とはどんな人ですか。	以下条件を満たす方が対象となります。※ ・ 2024年12月1日以前に資格取得されており、現行の健康保険証をお持ちの方 ・ マイナンバーカードを取得していない方 ・ マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない方 ※個人情報保護法より各個人のマイナンバーカードの状況について上記理由のうちどの理由に該当するかについてはお伝えすることはできません。
6	前に住んでいた人宛にオリックスグループ健康保険組合から「お知らせ（資格確認書）」が届いたが、どうしたらよいか。	お手数をお掛けして申し訳ありませんが、郵便物の表面に「宛先の居住者は転居済です」と記入の上ポストに投函いただくか、お近くの郵便局へお持ち込みいただけますか。
7	先日扶養を外す手続きをした家族の分の資格確認書が届いた。扶養が外れた対象者の分は廃棄してよいのか。	2025年 9 月 5 日時点でオリックスグループ健康保険組合に加入している方の中から、一部の加入者に今回資格確認書を交付しております。 扶養から外れた対象者の分につきましては、大変お手数ですが、健康保険組合へ返却をお願いいたします。後日返却用の封筒をお送りいたします。
8	先日扶養に入れた家族の分の資格確認書が入っていない。後日配布されると思っていてよいか。	2025年 9 月 5 日時点でオリックスグループ健康保険組合に加入している方の中から、一部の対象者に資格確認書を交付しています。 新たに加入された方が、マイナ保険証をお持ちでない場合は、後日オリックスグループ健康保険組合より発行される予定です（行き違いですでに発行されている可能性もあります）。 ただし、加入者の皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用を推奨しております。期限までにマイナ保険証を登録いただくようご理解とご協力をお願いいたします。
9	マイナンバーカードと健康保険証を紐づけしたら資格確認書は廃棄してよいのか。	マイナンバーカードと健康保険証の紐づけにご協力いただきありがとうございます。 不要となった資格確認書は、お手数ですが、健康保険組合へ返却が必要です。
1 0	現時点でマイナンバーカードを持っていませんが、近々取得する予定です。マイナンバーカードを取得したら資格確認書は不要となるのでしょうか。廃棄してよいのでしょうか。	マイナンバーカードを取得後、健康保険証と紐づける手続きが必要となります。 マイナポータルというアプリ上で紐づけ手続きをするか、医療機関の窓口を設置されているカードリーダーにマイナンバーカードを置き、画面に沿って手続きをしてください。 紐づけが完了したら、 不要となった資格確認書は、お手数ですが、健康保険組合へ返却が必要です。

No	2025年資格確認書 一斉交付 よくある質問	回答
1 1	結婚して氏名が変更になっているが、資格確認書の氏名欄が旧姓になっている。手続きはどうしたらいいか。	2025年 9 月5日時点の情報をもとに資格確認書を作成しています。 ・すでに氏名変更届を提出している場合⇒特に手続きの必要なく、新しい姓で資格確認書が新規発行されます。 ・氏名変更届未提出の場合⇒事業所に氏名変更の連絡をしていただき、氏名変更届と旧姓の資格確認書を事業所に提出してください。新しい姓で資格確認書を発行いたします。
1 2	資格確認書に期限日が記載されているが、期限が来たら自動的にまた交付されるのか。	期限までの間にマイナ保険証をお持ちにならない場合は、期限前に交付する予定ですが、加入者の皆様の利便性向上や、医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用を推奨しております。期限までにマイナ保険証を登録いただくようご理解とご協力をお願いいたします。 なお、今後法改正により対応が変更となる場合がございます。予めご了承ください。
1 3	資格確認書が届いたが、退職を予定しています。資格確認書はどうしたらよいですか。	有効期限日までの間に退職される場合、資格確認書は回収する必要があるため、退職の手続きを行う際に資格確認書を事業所へ返却してください。
1 4	資格確認書がほしいのですが、どうすれば発行してもらえますか。	マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーカードでの受診等が困難な配慮が必要な方（ご高齢の方、障害をお持ちの方など）、マイナンバーカードを紛失・更新中の方等に発行するよう定められています。 こちらに当てはまらない場合は、マイナ保険証をご利用いただくようご協力をお願いいたします。
1 5	マイナ保険証を使用したくないのですが、どうすればよいでしょうか。	加入者の皆様がデータに基づくより良い医療をうけるため、また、皆様の利便性向上や医療機関等における受付の円滑化、そして健康保険組合の事務効率化を図る観点から、マイナ保険証の利用をお願いいたします。 マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルのトップページにある「健康保険証」をタップいただくと、あなたの資格情報をPDFで保存できますので、ダウンロードしていただき、マイナンバーカードとお持ちいただければ受診することができます。 どうしてもマイナ保険証を利用したくない場合で、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけている場合は、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を健保組合へご提出ください。資格確認書を発行いたします。
1 6	（整理番号が記号番号の場合）整理番号が保険証の記号番号で封筒の窓から見えるが個人情報の扱いとしていかがなものか。	今回の通知物を送付するにあたり、事業所担当者の方が配付しやすいよう記号番号の情報を使用しておりますが、今後通知物を発送する際の課題として検討してまいります。
1 7	近々、子どもが生まれる予定だが、資格確認書は交付されないのでしょうか。医療機関を受診する際にどうすればよいのでしょうか。	お子様が生まれた後、会社に被扶養者（異動）届を提出いただくことになります。届出の資格確認書発行要否欄に“必要”とチェックをし申請いただければ交付いたします。 ただし、マイナンバーカードを別途申請いただき、マイナバーカードが届き次第、健康保険証の紐づけをいただくようご協力をお願いいたします。
1 8	資格確認書を返却する場合、いつまでに返却する必要がありますか。	お忙しい中恐縮ですが、1週間を目処に返却をお願いできますと助かります。
1 9	ネット環境がないのですが、医療機関での紐づけ以外に健保組合で代行紐づけなどは行ってくれないのですか。 ネット、病院等でカードリーダーでの手続き以外の方法がありますか。	健保組合様での代行手続きは行っておりません。 医療機関以外にマイナポータルやセブン銀行のATMでも利用登録をすることができます。 厚生労働省：マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40406.html
2 0	資格確認書はいつ配達されたか確認する事はできますか？	10月17日(金)より順次発送しております。もうしばらくお待ちください。11月中旬までに届かない場合は、健康保険組合までご連絡ください。